

徳島県規則第四十四号

会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年五月二十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則（令和二年徳島県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「期末手当基礎額」の下に「等」を加え、同条中「期末手当基礎額」の下に「及び勤勉手当基礎額」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。